

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:17-0062)
(2017年6月 C-01)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0531 第3号」により下記の検査項目に検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
ROS1融合遺伝子	2500点
カルプロテクチン(糞便)	276点
細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	1700点

▼ 詳細内容

検査項目	ROS1融合遺伝子
保険点数	2500点
判断料	尿・糞便等検査判断料 (34点)
診療報酬点数表区分	D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査 (リアルタイムPCR法)
備考	ア. ROS1融合遺伝子は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、肺癌の腫瘍細胞を検体とし、肺癌の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ウ. 本検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 エ. 本検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

■ 適用日 2017(H29)年 6月 1日 から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125

検査項目	カルプロテクチン(糞便)
保険点数	276 点
判断料	免疫学的検査判断料 (144点)
診療報酬点数表区分	D014 自己抗体検査の27抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)
備考	ア. カルプロテクチン(糞便)は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、ELISA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ. 本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

検査項目	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出
保険点数	1700 点
判断料	微生物学的検査判断料 (150点)
診療報酬点数表区分	D023 微生物核酸同定・定量検査の12結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
備考	ア. 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ. 本検査は、区分番号「A234-2」感染防止対策加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、当該疾患に対する一連の治療につき1回に限り算定できる。なお本検査を行う場合には、関連学会が定める実施指針を遵守すること。 ウ. 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」の細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)、「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出又は区分番号「D023-2」その他の微生物学的検査「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。 エ. 本検査を実施した場合には、敗血症を疑う根拠として、関連学会が定める敗血症診断基準の該当項目を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。